

## 岐阜県発注の建設工事における社会保険等未加入対策について

県土整備部建設政策課・技術検査課

国土交通省は、建設業の持続的な発展に必要な若手人材の確保等の観点から、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策として、平成26年8月1日以降に入札手続きを開始する工事において、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組等を行うこととしています。

各都道府県に対して、国土交通省の取組みを参考としてさらに検討を進めるよう通知がされていることを受け、岐阜県においても、国土交通省の対応に準じた対策を、下記のとおり実施することとしますので、お知らせします。

### 記

#### 1 平成26年8月1日からの対策

- (1) 県発注工事の入札参加時に社会保険等未加入の元請業者の入札参加を認めません。
- (2) 一定規模以上の工事（※）において、社会保険等未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止します。
- (3) 上記（2）に違反した元請業者に対して次の措置を行います。
  - ・資格停止措置
  - ・工事成績評定の減点
- (4) 一定規模以上の工事（※）において、監督員は施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入状況の報告を受けた建設業担当部局は未加入業者への加入指導等を実施します。

（※）一定規模以上の工事とは、下請契約の請負代金の総額が3千万円以上（建築一式工事4千5百万円以上）の工事をいいます。

#### 2 平成27年4月1日からの対策

入札参加資格の審査段階において、社会保険等未加入業者の申請は受け付けません。